平成２９年（フ）第５０１号
仙台市青葉区春日町６番１－713号
債務者　田島　勢三
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　優介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
滋賀県草津市木川町838番地２、前住所滋賀県草津市下笠町282番地２
債務者　和のこころ風姿こと　畑中　敏伸
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４３８号
大阪府東大阪市吉田下島11番６号グロースハイツ吉田下島104
債務者　香川　太一
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４３９号
大阪府東大阪市吉田下島11番６号グロースハイツ吉田下島104
債務者　香川　晴奈
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４６号
三重県津市半田585番地５
債務者　辻岡　　武
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　典夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４８号
大津市滋賀里４丁目１番４号、事業所所在地大津市滋賀里１丁目28－３
債務者　松原工業こと　松原　正和
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　裕惠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７１号
愛媛県東温市横河原355番地75　横河原団地203号
債務者　上木　朗稔
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川路　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３２号
宮城県石巻市桃生町城内字舘下95番地
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
秋田県横手市朝日が丘３丁目13番35号ディーヴァ・ハピネス103
債務者　半田　沙織
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４１号
岩手県一関市山目字中野123番地　ハイツ西村１－Ａ
債務者　菅野小百合（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第４２７号
北九州市八幡西区光明２丁目７番15号
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６６号
岐阜県揖斐郡大野町大字公郷3275番地３
債務者　細野美智子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
岡山県総社市金井戸357番地１
債務者　土屋　亜紀
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４８１号
北九州市若松区くきのうみ中央７番19号（Ｂ－106）
債務者　福田　晴文
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９１号
熊本市西区池田１丁目33番９号　池田町マンション202号室
債務者　上田　　聖
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４６号
岩手県奥州市水沢区泉町１番31号
債務者　藤原　克也
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第１４号
埼玉県秩父市滝の上町４番19号コーポ富士４号
債務者　石川　誠志
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係